

別表六(十七)

15欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六(十七) 平二十五・四・一以後終了事業年度分

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書			事業年度	法人名			
基準雇用者数の計算	適用年度終了の日における雇用者の数	1	人	法人税額の特別控除額の計算	税額控除限度額 (20万円又は40万円)×(4) (8)<(9)の場合は0)	10	
	適用年度開始の日の前日における雇用者の数	2					
	同上のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	3			当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	11	
	基準雇用者数 (1)-(2)又は(1)-(2)-(3)) (マイナスの場合は0)	4			当期税額基準額 (11)× $\frac{10又は20}{100}$	12	
基準雇用者割合 $\frac{(4)}{(2)}$ 又は $\frac{(4)}{(2)-(3)}$		5					
給与等支給額の計算	適用年度における給与等の支給額	6	円	の特別控除額の計算	当期税額控除可能額 (10)と(12)のうち少ない金額)	13	
	同上のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	7			法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「20の②」)	14	
	給与等支給額 (6)-(7)	8					
比較給与等支給額 (23)		9			法人税額の特別控除額 (13)-(14)	15	
比較給与等支給額の計算							
事業年度又は連結事業年度		給与等支給額	(17)のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	差引 (17)-(18)	適用年度の月数 (16)の事業年度又は連結事業年度の月数	改定給与等の支給額 (17)×(20)又は (19)×(20)	
16		15欄			20	21	
調整対象年度	平	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「平成25年旧措置法第42条の12第1項」※1又は「第42条の12第1項」※2 ②区分番号に、「00303」※1又は「00440」※2 ③適用額欄に、当該別表六(十七)15欄の金額(円単位)を記載してください。 ※1 平成25年旧措置法第42条の12第1項「00303」 平成25年4月1日以前に開始した事業年度 ※2 第42条の12第1項「00440」 平成25年4月1日以後に開始した事業年度					円
	平						
適用年度前1年						円	
比較							